

何のための調査か（Ⅱ）

——民衆と社会調査——

井 垣 章 二

調査は常に調査する側からのみ考えられてきた。ゆえに、成功的な調査であったかどうかの判定は、その調査が正確かつ豊富なデータを対象者からどれだけ多く引き出せたかにかかっていた。最大限の成果は、対象者をたとえばモルモットのよう、これが言いすぎであれば、人ではなくデータの給源とのみ考えることによって成しとげられるであろう。それによって容赦なき情報の収奪が可能だからである。調査は、歴史的に上・中流階級⇨知識階級の下層階級⇨無知無力な民衆に対する、すなわち優位な者の劣位な者に対するはたらきかけとして存在した。被調査者すなわち民衆にとって、調査とは果して何であるのかがここでの課題である。

一

調査には、調査者とともに被調査者が存在し、一つの調査の完成は両者の協力、合作によるといえる。被調査者による調査の拒否、反撥は、調査の進行を妨げ、ときとしては全く不可能におちいらせることもある。行なわれる調査に対する反撥は、その調査の主催者、調査者に対する反撥でもある。

昭和四五年国勢調査において、調査におけるプライバシー侵害の問題が人びとの口にのぼり、これとほぼ同時期に、

統一国民コード、いわゆる国民総背番号制が論議をよんだ。国勢調査においてプライバシーの問題が大きくとりあげられたのは、はじめてのことのように思うが、これには含まれる調査項目の性質、プライバシーの権利にかんする国民意識の向上、民衆对国家の関係における変化がかわるものと考えられる。もともと国民の総人員確認のためにはじめられ、ごく限定された基本項目について行なわれた調査は、回を追うごとに項目をつけ加え、ますます詳細にわたって個人の記述を指摘すようになった。ちなみに大正九年の第一回国勢調査では八項目であったものが、現在は二二項目、婦人の出産力、交通手段、教育、人口移動、住宅問題などの項目が新たに登場している。プライバシーが問題になったのは、個人の内部にまでふみ込んだ調査内容が、調査過程においてしばしば相互に顔見知りでもある調査員に知られることから、家庭内のマル秘が他に漏洩するのではないかということにあった。国家という公権力がますます個人の奥深く介入することについては、直接問題にされなかったようであるが、こうしたかたちでの調査に対する反撥も、結局は調査そのものに対する、ひいてはその主権者としての國家に対する不信や抵抗のあらわれだといえよう。国民が完全に被支配者である専制国家や、「すべてお国のため」「滅私奉公」の国民意識の支配するところでは、プライバシーやその侵害による個人の苦痛などは何ら問題にならないであろう。ゆえに国勢調査におけるプライバシーの問題の登場は、国家と民衆との関係における変化に基づいていると推察されるのである。

「社会組織の内容と国民生活の実状とを審にし、善政の基礎をつくる」ためと訴えられた、わが国最初の国勢調査が、国民にとってどのように受けとめられたかについては知らないが、その六年後、大正一五年（一九二六年）におこなわれた第一回国勢調査から、国家調査が当時の民衆にとって何を意味したか、その一端をうかがうことができる。その調査結果は国家政策の重要資料となり、また、国民自身も家計について知識関心を高めることによって利益をこうむるとして、対象者を応募したこの調査は、予定数をはるかに越えた応募者数（七、二二〇対一、八二四）と、かぎりの美談に国民の熱意のほどが示されている。調査員はある地方では県会議員、商工会議所副会長など名士がこれにあ

たり、ある工場では労働者たちが自前でノートを購入し、それに下書きをしたうえで調査紙に清書したとか、またある女学生はその両親に対してかねて調査に協力するよう説得していたが、不幸にして病死してしまった、しかし両親は愛嬢の遺志をついで調査に応募したとかある。「国の為じゃとて蚤とりまなこで家計簿をつけている」——当時の俚語が象徴しているように、国家調査への協力は、国のために尽すことであり名譽なことであつたわけである。⁽³⁾

これに反して現在、調査は個人に対する不当な介入ではないかという意識、調査に対する不信、非協力の態度が頭をもたげてきている。その根底にはそれが何のために使われるかという民衆の不安、国家に対する不信がひそんでいる。国勢調査実施のほぼ六ヶ月前(四五年三月)政府が示した国民総背番号制プランは、いっそうその不安をかきたてたといえよう。この制度は周知のように国民の一人一人に整理番号をつけ必要な個人的データを結集し、コンピューターを駆使して行政事務の高度な能率化をはかろうとするものである。事務能率向上による国民への利益が説かれるにかかわらず、これに対する反対論は、個人にかんする詳細なデータが一点に集中され、彼が誰であるかはコンピューターの操作一つで完全に明らかになり、個人に対する各方面の管理統制のために、個人の利益に反して使用される可能性もあるというところにある。「個人のプライバシーにかんする一切の情報が簡単に他人にひきだされることを可能にし、私ごとの秘密は保てなくなり、このことが公権力が私権の侵害をたやすくすると同時に、完全な超警察管理国家の出現をみることになる。」——反対論のチャンピオン剣持一己はこのように訴えている。⁽⁴⁾

このような問題は、同じくアメリカにおいても、とくにコンピューターの威力にたよる情報化社会における極めて注目すべき現代的な問題としてとりあげられ、A・R・ミラーによつて綿密に究明されている。社会の複雑化はますます多岐にわたるデータを必要ならしめる。このことは管理者をして、ますます多くのなまのデータの収集に向わせるが、ただ集めるだけでなく、それらは整理されてのみ価値を有する。すなわち、資料の老大化には整理の能率化が対応しなければならぬ。彼によるとコンピュータの極めて卓越した情報処理能力によつてそれが可能となり、かくしてデ

データ収集者はますます詳細な情報を対象者から引き出そうとすると、次第に深く私的領域は侵されていく。個人的データが深く立ち入って集められることはなく表面的にとどまり、データも一点に集中されずに拡散し、他が容易に利用できない状態にあることによってこれまで守られていたプライバシーは、今や危胎に傾いているといわなければならぬ。彼は国勢調査においてますます詳細な個人的データが求められていること、しかもそれが協力を義務化し非協力を罰する、国家による強制力の行使においてなされている点をとくに問題にしている。⁽⁶⁾

国勢調査項目中、市民に不評であった質問を彼はリスト・アップしているが、特定の質問についてでなく、国勢調査そのものについて下層階級や黒人の間で根づよい不信や反感があったという。七〇年調査に先立って黒人リーダーによる協力の公式声明は出されていたが、「何故、今の政府をヘルプしなければならぬか」「それが自分にとってどんなよいことになるのか」というのが一般の反応であったとのことである。センサスに対する反対はその他さまざまな市民団体や組織の動きがあり、一部右翼も地方自治や個人的プライバシーをおびやかすとして反対し、七〇年調査においては六〇年調査以上に全面的非協力民衆のハード・コアは増加しているという。さまざまな苦情があるが、問題の中心の所在は、増大しゆく国家介入とプライバシーの侵害ということであった。⁽⁷⁾

ここにプライバシーの権利とは「ひとりで居らせてもらいたいという権利 (the right to be alone) であり、不当な公開から自由である人間の権利である。個人 (または団体) が自己およびその財産について、もし欲するならば、公的なぎびしい調査を許さないという権利である」とされている。⁽⁸⁾伊藤正巳は「人には、たとえ真実であっても他人に知られたくない私事があるのであり、これを保護するのがプライバシーの権利の主たる役割」であり「私事の公開によって精神や感情に苦痛をうければ、権利侵害は成立しうる」とし、プライバシーの権利を「人格権の一種」であり「人間の生存そのものにもなう権利」としている。⁽⁹⁾和田英夫も、プライバシーの権利は憲法上きわめて広範な普遍的な権利であり、むしろ「自由」「一般や「権利」一般そのものと置きかえうる概念と考へ、国家によるその侵害は、それが強制力

をともなうゆえに私人にとつては侵害の危険性はいっそう大きいことを訴えている。⁽¹¹⁾ また、これと同様の見解は伊藤にも、ミラーにも示されている。

さて、プライベートというデリケートな問題の登場は、個人が侵されることのない神聖なものである個人尊重の精神の発展に基づいており、そしてこれが法的な保護をうけるまでにいたるには、社会の文化水準の高度な発展を条件としている。伊藤はこれを次のように展開している。前近代的な単純な構造の社会においては、各個人は生存のために密接な協力と共助を不可欠とし、個人は他人から自己の生活をきりはなし孤立することはできない。個人は、いはば区分なく全体の中に埋没してしまっていて、このような事情のもとではプライベートなどは存在するはずもない。かくしてプライベートの権利が成立するためには、私生活の独立や個人の尊厳が高度な意識水準をもって確立されるのでなければならぬ。「つまり、社会における個人相互の関係が、多角的になり、複雑化してくると、錯雑した分業にみるように、それによって人と人との間の微妙な共存関係が緊密になるのであるが、それにもかかわらず、いなむしろそれ故に、私的な生活領域における個人の関係は稀薄になってくる。いわば経済生活の維持その他の自己の生存のために他人に依存する度がたかまるほど、私的な生活が他人の眼から解放される希望が強まってくる。西欧社会の生活で鍵が重視されることは、この要求を反映するものであろう。」⁽¹²⁾と。そして彼は、そのもとも基底的な条件として産業革命にともなう都市の発達をあげ、プライベートの権利の成立を、そのうえに展開される社会的条件との関連において追究している。

伊藤の見解をみて、はからずも気づくことは、プライベートの権利の社会的成立条件はほかならず社会調査の成立条件ではないかということである。単純な前近代社会において個人は自己の属する社会について未知なるものはほとんどなかった。他のメンバーも自分と同じ慣習に属し同じ運命に結ばれ、同じ労働や生活を続行していて、自分と全く似たものとして予解されていた。そこでは未知なるものの探求としての、調査というあらたまった行動は全く不必要であった。社会が無限に分化し多様複雑化し、さまざまな個人や集団が生みだされるとき、個人は相互に異なっていく、理解

しにくくなり、社会は未知なるものになってゆく。ここに他を理解し、社会を理解するためには調査が必要となるのである。他を理解するためには、ますます深くその内部に深くはいりこまなければならぬ。同一団地に住み、同じ職業に属しようと、個人はさらにさまざまに違っているわけだから、ただ大ざっぱなことでは個人をつかみ得ないからである。集団についても、もちろん同様である。複雑な分化を遂げ、拡大され密集する現代社会は、一つには社会調査を、一つにはプライバシーの権利を成立発展させた。この成立条件を一にする二つは、調査はプライバシーを侵略せざるを得ず、プライバシーは調査に抵抗せざるを得ないというデリケートな対立関係にたたされているといえるのである。

二

社会調査は、個人の心理的治療や課税のための調査のように、特定の個人、特定の名前と結びついて資料があつめられ利用されるのではない。それは個人を越えて社会という大量現象の理解を目指すものである。個人が描きだされるにしても、せいぜいその社会におけるたとえ、これこれの階層、これこれの職業の者というような社会構成単位としてとりあげられるのみである。社会調査におけるデータ収集は本来無記名であり、ほとんどは統計的に処理され匿名性が確保されるが、しかし、その調査過程においては特定個人の情報としていやおうなしに名前と結びついてデータがあつめられていることも、また事実である。無記名の質問紙調査においてはほぼ完全に匿名性が確保されているかのようにあるが、対象範囲が限定されている場合、フェース・シートや回答内容から、それが誰の回答であるか推定することも可能になる。あえて自己の私的領域について情報を提供し調査に協力した対象者は、せめて確実なかたちで匿名性が確保されることによって擁護されなければならぬはずであり、この対象者若し資料提供者保護 (informant protection) は社会調査における重要な問題である。社会調査の存続発展は民衆の支持なくしては不可能だからである。次にこの問題を考察してみよう。

何のための調査か (II)

何のための調査か(II)

まずニューヨーク州北部のある小さなコミュニティにおけるA・ヴィディッチらの調査である。その調査の結果発表に含まれるケース提示において、匿名のインシナルで記述されてはいたが、小社会のごく限られた地位をしめる人物であるゆえ、それが誰であるか、誰の目にも明らかとなってしまうことがおこった。その調査においては、結果はすべて統計的に処理され匿名性が確保されるものとされていたから、著者たちは対象社会からも他の科学者からも非難され、大問題に発展した。しかも、全くの統計調査にとどめることは、調査者自身、はじめから考えていたわけでもなかった。それでは何故こういう事態にいたったのか、調査者自身の述懐からその経過をたどってみることにしよう。⁽¹⁸⁾

調査されるのが歓迎されることは稀であり、猜疑心はもたないにしても別に乗り気ではないのが一般の反応である。その町はかつてある大学が土地の評価調査をしており、それが売買の公認的基準とされたこともあって、低い評価を得た人びとは大学の調査というものに反感をもっていた。この町の人びとは今回の調査が、誰を対象とし、何を明らかにしようとするのか、どんな本が書かれようとしているのかについて非常に神経質であった。調査者は警戒心を打破し協力を獲得するために、コミュニティ生活の建設的な面に注目すること、この点、調査対象としてこの町がすぐれていること、この町の調査を通じて他のコミュニティの人びとも広く、貢献できること、かかる有意義な調査であるから是非協力してほしいと訴えた。これは調査者のもともとの考えでなく町の人びとの疑問に対応するものとしてのべられたものであるが、これが調査者および調査を拘束することになったという。そしてまた、町の人びと、とくに有力者たちの最大の関心は自分たちがどのように個人的に描かれるのだろうかということであった。よく書いてほしいという願望も動いたが、心配の方も大きかった。「自分をひきあいに出さないでくれ」ということは調査過程しばしば求められた。これに対して調査者はそれについては心配におよばない、個人も出来事もすべて統計的分析の中に解消してしまう」ということで対応した。これはとりわけ重要人物を安心させる効果を生んだが、調査員とくに馴れない調査員は抵抗やつまずきのあるごとに「統計的な調査なのですから」とその場を切り抜けたという。かくして調査企画者の意図にかかわりなく、調査結果はすべて統計によって表示されるという期待が普及してしまったのであった。そういうわけであったから、ケースが提示され、しかも対象者のアイデンティファイも可能であったことから大問題に発展したのであった。

社会調査には統計的研究のほか、最小単位としては、個人や、家族を一つのケースとしてとりあげ、各因子を全体關連的、ダイナミックにとらえ、そのケースを通じてヴィヴィッドな社会生活を明らかにしようとする、ケース研究という種類がある。このケース研究の場合、以上の例に照らして対象者保護の問題はいっそう鋭敏になるといわなければならぬ。

メキシコ研究に専心する文化人類学者オスカー・ルイスの有名な「サンチェスの子供たち」⁽¹⁵⁾は、メキシコ市の貧困な一家族をとりあげ、その家族のひとりひとりから、出生から現在にいたる妻に丹念な生育歴を語らせることによって、貧困な生活とは事実いかなるものか生き生きと描き出した。それはまことに披群の面白さにみちているが、これもまた大きな社会的問題をまきおこした。このサンチェス事件の中ではむしろ小事件にすぎなかったが、われわれの文脈に属するものとして対象者保護についてのべよう。ルイスは結果の出版について対象者たちの承認を得ていたが、彼等に万一かかるとも知れない迷惑を考へて家族の名も居住地も変えた。ところがある大新聞が、この書物が評判になることを予期して、二人の探訪員にサンチェス家の発見に専心させ、二七日後、つきとめ成功を声明したが、しかしその実名については公開せず節度を保ったという。ビルズはこれについて、ルイスが不手際だったからでは決してなく、人類学者が行なう匿名性のカーテンは訓練された探訪者によって確実に破りうる、はかなきものであると示唆している。⁽¹⁶⁾

わが国におけるごく最新のケースとして、女性史研究家山崎朋子の「サンダカン八番娼館——底辺女性史序章」がある。これは戦前、天草から娼婦としてボルネオに出稼いだ一人の「からゆき（唐行）さん」を訪ねあて、今は極貧生活を続ける一老婆である対象者からのききとりをまとめたものである。両者の出会いから、二人の間に展開される人間ドラマとともに、「からゆきさん」のきびしい生活に読者は圧倒される興味深い記録となっている。著者は対象者の「うちやおフミさんのことを本に書くちゅうことじゃが、ほかの者ならどうかしらんが、おまえが書くとならんもかまわんと……」という発言によって、本を書くことの承認を得たが、写真もあり、なによりも隠れようもない小さな村と特

何のための調査か(II)

長ある一人の老婆のことであるから、物好きの追跡を受け平常的な生活をみだされることがありはしないかという危惧がのこる。もちろん著者は十分な配慮をしている。彼女は対象者もふくめて世話になった天草の人びとに迷惑のかかることをおそれ、調査の二年後すでに原稿を書きあげながら、もう二年が経過した今日まで発表を見合せたこと、最近、対象者の住居に変更がおこり所在がつきとめにくくなったことが発表にふみきった一つの理由であったことを、したためているからである。⁽¹⁶⁾

ビールズはこうした対象者保護について、たとえ同意が得られていようと、出版の効果については対象者の方はよく知らないものであるし、調査者自からがあり得べき影響を十分考えて対象者をまもらなければならぬと主張している。また、同様の見解はN・K・デンジンにもみられる。⁽¹⁷⁾ 結局この問題は、このデンジンのいう通り、そうした行為の結果についてもっともよく知っているのは、ほかならぬ調査者自身なのだから、何をし何をしないか、何を発表し何を伏せるかは、自身がそれをどう決定するか、究極的には彼の良心の問題ということになる。

三

対象者の擁護にかんする問題は、調査の企画、実施、調査過程そのものから生じる。次に重要な倫理的問題がふくまれる隠しマイク調査や参与的観察 (Participant observation) について考察してみよう。

調査とは、ありのままの事実の護得をめざすものである。しかしその過程に作用するさまざまな要因によって誤差がふくまれ、ありのままを引き出すことは決して容易ではない。その重要な要因の一つは、調査に対する対象者の反応である。人は他人の眼の中にあるとき、とくに自分が注視されているとき、自分を擁護しありのままの自分をさらけ出すことはない。調査されている対象者は面接員である他人に、あるいは質問紙の項目に、いろいろな粉飾して自己を表わすうとする。回答は模範的回答となり、ありのままの報告でなくて調査という特殊な状況に対する特殊な反応でしかない。

そうならば調査の正確性、信頼性は全く損なわれてしまう。

かくして、これを克服するためのいろいろな調査技術が考案されることになる。たとえば質問の技術において、抵抗のありそうな質問については、それをはじめの方に置くこと拒否されてしまう可能性があるもので、答えやすい質問から始めて質問応答過程に対象者を十分まぎこんだ段階でそれを行なうこととか、また面接の技術において相手との間に友好的な雰囲気をつくりだしたらポールをうちたてることなどが説かれる。これらはもともと定石的な調査技術であるが、さらに手がこんでくると、明らかにしたいことを直接問わないで間接的偽装的な質問を用いる効果が教えられる。何が調査されているかを対象者から隠すことによって、もしそれが明らかになっていれば対象者がともすればおちいりがちな、自分をいいものとして表わしたいという誘惑——たとえば結婚の幸福度が測定されているならば、実際は自分が不幸であっても、結婚はすべて幸福であるべきものという一般基準から、幸福であると見せかける——を排除しようという。また、ワンサイド・ミラーによる観察、隠しマイクの録音によるデータ収集、そして社会学者や文化人類学者によって考えだされた、調査者としてではなく偽装された役割において対象社会に潜入する参与的観察もある。かくして対象者の側からすれば、何が調査されているのか、さらに調査されていること自体を全く知らないで調査されてしまっていることも起るのである。

まずマイクの問題についていえば、前述の「サンチェスの子供たち」でルイスは対象者の口述を隠しマイクを用いてとったと言いがかりをつけられた。しかし実際は、マイクが目の前にあれば対象者はそれを意識してしゃべりにくいので、目えないように相手の服にマイクをつけたのである。調査もマイクをつけることもすべて相手の了解ずみであり、対象者保護については十分彼は配慮しているので何ら問題はないはずである。しかし相手の発言の一切をテープにとり資料にするこのインテンシブなテレコ方式を攻撃する者もあったことを知ると、このいわれなき隠しマイク攻撃も、「サンチェスの子どもたち」がいろいろと巻き起した、それゆえにルイスに向けられたさまざまな非難の付随的な一つ

と考えられる。その特殊な調査対象のゆえに、政治的な大問題に発展し、しかも本物の隠しマイクが用いられたことで論議を生んだ調査は、ウィチトー事件である。

これはシカゴ大学がフォード財団の援助をえて、法と人間行動との関連を追究しようとした野心的な調査研究で、その一環として司法制度の核心を形成する陪審員制度を究明すべく、陪審員ルームの暖房具のうしろに隠しマイクを据えた事件である。一九五四年、カンザス州のウィチトーでの出来事である。¹⁹⁾もちろんこれは調査者が潜入したのではなく、裁判所主要関係者の許可を得てのことで、この件の重大性からして、録音されてよいケースの種類、記録法、秘密保持、保管、利用法等について、長い月日をかけて慎重に審議されたことであつた。

この記録の一部が学会で発表されることになり、この調査事実が明るみにだされると、それは大事件に発展した。かつてコミニスト対策にもかかわつた委員会(International Security Subcommittee)が招集、公聴会が開かれ調査者に対する追及がはじめられた。論議の焦点は、調査上の問題よりもアメリカの国家安全、秩序維持が依拠する神聖な裁判制度に局外者が潜入し記録をもちだしたことに集中された。かような不屈な調査はあってならないという委員会の見解は、ここぞとばかり社会科学調査を攻撃した保守派はもとより、一部例外を除いてマスコミの支持を得、公衆の熱狂を招来し、結局は、陪審制へのかような侵害は一切禁止するという法案が作成、かねて態度を決していたアイク大統領は承認、一九五六年、それは制定された。科学の前進には、自由な研究が不可欠の条件とすれば、それはある対象領域について門戸を閉すことになり科学の後退を意味するわけであるが、これはさておき、ここでのわれわれの課題としては、隠しマイクの問題であり、陪審員には何も知らされていない点である。すなわち、承認なくこっそりと記録をとることは陪審員をいわばだましたことになり、個人尊重にもとる倫理上の問題がありはしないかということである。これについては参互的観察も似た問題を生じる。対象社会に挺身して人びとと生活をともにしつつ観察するこの調査法は、調査たるものの模範とされ、豊富で確実なデータをあつめる有効な方法として推奨され、ひろく用いられている。

が、それは調査者が調査者として登場しオープンに調査するのではないという点で、隠しマイクとも似たところがあるからである。参与的観察の典型ともいふべきW・F・ホワイトによるスラム調査「ストリート・コーナー・ソサエティ」についてみよう。彼はセツルメント・ハウスのワーカーによって、かつてハウスに出入りしていたある青年——スラム街ではギャングのリーダー——に紹介され、この青年の協力によって彼の友人であるということにしてそのグループにはいりこみ、それによってスラム住民としての地位を得、数年にわたる参与的観察を続行することができた。調査者としてはなく、ギャング・リーダーの友人という仮の役割において調査したわけであるが、やがて彼がこの町のことを調査し本を誓うこととしているということが、漠然とではあるが人びとに広まっていったという。しかしその社会での彼のそれまでのあり方や発展させてきたパーソナル・リーレーションシップのゆえに、本を書くために調査している自分が容認された⁽²⁰⁾と、彼は述懐するのである。

たとえ閉鎖的であれ局外者の侵入に無防備な地域社会の場合は、調査者はある程度曖昧な立場で調査もできよう。しかし「内」と「外」とが峻別される組織体の場合では、調査者はときとして徹底的に調査者たることを秘し他の役割に徹することも起るであろう。M・A・サリバンらの行なったアメリカ空軍における調査は、その最たるものの一つである。⁽²¹⁾この調査は、空軍にはじめは意欲をもって入隊してきた兵士たちが次第に志気低下におちいる傾向があるところから、その原因は何であり、新兵訓練法においては是正すべき点を明らかにするために軍当局との共同で企画されたものであった。一人の調査マンが正規の入隊者として潜入し観察を行なった。彼が普通の入隊者として他の兵士が何ら疑念を起さないように、二六歳の大学出の彼は一九歳の不良がかった高卒の青年に変装され、出身も育ちも変えて、それに合せて第二のパーソナリティをつくりだし、この変身のために九ヶ月を要したという念の入れようであった。これと似たものとして、禁酒団体組織のある集会上、調査者をそれぞれ違った社会階層をあらわすタイプに偽装させ、そのタイプの違いによって新入者に対するメンバーの反応がどう違うかを実験した調査などがある。⁽²²⁾この二つの調査は、かかる方

何のための調査か(II)

法のゆえに学者間で論争を生むことになったが、これと関連して、わが国において、一新聞記者がアル中を装って精神病院に患者として潜入し観察記を新聞に発表して話題をまいたことが想起される。

こうした「潜行的タイプの参与的観察」(the undercover type of participant observation)はJ・A・ロスのいうように特別に珍しいことではないし、ホワイト的あるいはそれを少々越えるような参与的観察はふつうにある。少年非行集団調査におけるこのタイプの観察をもう二つだけあげておくにとどめよう。一つは、一フィールド・ワーカーを少年たちのたむろする運動場などに、何とはなしに出現させ、次第に少年たちとの接触を深めることによって、ありのままのギャング行動を記録しようとし、もう一つは、以前はギャング・メンバーであったが、今は町をはなれて大学に行っている社会学の学生を、学資を稼ぐために一時、町へもどってきたという役割で対象集団に接触させ調査を行なった例である。

要するに参与的観察は、調査者の立場をめぐり、対象集団へのアプローチの方法や没入の程度、周辺性についてさまざまであろうが、オープンに調査であることが知らされ相手の了解を得ていないという点で、明らかにふつうの公開的な調査とは違っている。それは対象者を何らかの意味で偽っていることにならないか、もしそうなら倫理上の問題はどのように考えられなければならないであろうか。

四

それはむづかしい問題である。参与的観察はスパイ的であり、それゆえに非倫理的であるから用いられてならないと言ったかたづく問題ではない。ロスがいうとおり「あらゆる調査は、何らかの方法、何らかの程度においてシークレットである——われわれは決して何もかもを対象者に告げはしない」といえるからである。また、われわれは日常生活において、相手を異にし状況を異にすることによって、自分を変え、いわばそれぞれの状況に応じた適切なマスクをかけ

て対応しているのが普通だし、また何もかもの自分を他にあらわし得ないことなどを思いあわせると、違ったマスクをかけて被調査者の前にあらわれる調査者を、いちがいに非倫理的ときめつけてしまうわけにはゆかない。では、どう考えたらよいのであろうか。

先の空軍調査に対して送ったL・A・コーザーの激しい抗議からはじめてゆこう。彼は調査者が軍の手先として兵士の状況を内貞し管理者に資料を提供したことを鋭くついた。⁽²⁸⁾これに対して調査者は、それが合理的、賢明に活用され現状を改善することによって、結局は兵士自身のためになるという主張をかえした。この論争をふまえながらG・シヰバークは次のように見解を示している。確かに、調査者は、相手の了解は得たとしても、自分のやろうとするすべてをどれだけ相手に明らかにしうるかという問題にはちがいない。しかしそうかといって、自分が誰であるかについての完全な二枚舌や慎重な嘘は、重要な倫理的問題を生じないわけにはゆかない。専制国家ですらその調査を「民衆のために」といいうる。兵士の条件の改善のためといっても、当局がかような改善のためにはなく、対象者の支配や統制のために使用することも大いに可能であり、調査者はそれをくい止め得る立場にはない。そうとすれば、データの濫用から対象者をまもる手だてが考えられなければならないはずだ。そのためには、協力拒否という手段に訴えても対象者が自からを前もってまもることができるよう、研究がオープンに行なわれるべきである——こう彼はいうのである。⁽²⁹⁾

厳格な経験主義科学の立場からすれば、対象者は人としてよりもデータの給源として対すべきで、非人間的非倫理的に徹すべしといわないまでも、倫理の問題は成果をあげる研究のためには障害となり、いかにそれを克服すべきかが考えられることになる。これに対して相手がまず何よりも人間として意識され、相手の側に立つとき、調査者や調査が彼に重大な影響をあたえること、個人は尊重されその福祉が重視されなければならないこと、対象者は擁護されなければならないことが認識されねばならず、ここに倫理の問題は、調査の重要な構成部分をなすといわなければならないであらう。

E・シルスはもつとも敢しく倫理的な立場を強調する一人である。彼は前述の隠しマイク調査、ウィチトール事件もふくめて、さまざまな調査における倫理の問題を論じつつ、倫理の問題は科学者が一人の人間として、一人の市民として、対象者と同じ社会成員として結ばれている関係の事実から生じるものであること、医者はそのを治療し得るために患者の内部に侵入することも許されるが、これには及ばない社会学者や心理学者は、それが有意味な知識や相手の改善にどれだけ貢献しうるか分らないまま、目的達成のために特別な手段を講じて材料を掘り出そうとするのは許されないといいうこと、隠しマイクその他装置をあやつって個人の自律性とプライバシーの壁を破壊することは倫理にもとり、好奇心が悪魔的だといっそう危険だと許える。要約すれば彼は個人の自律性に第一の価値を置き、(1)個人のプライバシーを侵害してならないこと。変装的方法はこれを犯し自律性の権利に挑戦するゆえに非倫理的であること。(2)プライバシーベートな領域への侵入が許されるのは、治療・改善が真正の科学的知識の護得、真理に貢献しうるときのみであること。(3)慎重な変装により収集されたデータは、それが対象者の利益に反して用いられることがあるゆえに、調査ははじめからオープンに行なわれなければならないことを強調するのである。

前述したように、協力拒否によって対象者は自からを守るよう調査はオープンに行なわれなければならないというシニバーグも、また次に示すようにビートルズも倫理強調の立場とみうけられる。すなわちビートルズは、データのすべてをそのまま全部提示することが科学の倫理として要請されるが、自然科学においてはそうではあっても社会科学には同じように通じるものでなく、この場合は科学の倫理よりも対象者に対する責任をはっきり上におくべきこと、それにはいろいろと困難はともなうが、しかしながら「民衆の福祉」よりも「科学の福祉」を上位におく考え方は拒否されるべきだと明言しているからである。⁽²²⁾

デンジンは、一組の倫理が一樣に全社会的活動に適用されるべきとするシルスのような倫理絶対主義者(ethical absolutist)と、その規準は研究者個人の良心に基づいてたてられるとする相対主義者(ethical relativist)を区分し、絶

対主義者を批判しつつ相対主義の柔軟な立場を展開する。調査法についていえば、絶対主義者が一切の調査活動から排除すべしという、了解なしに相手を利用するシークレット・リサーチを、相手を傷つけるべく慎重に変装するのだければよしとする。対象者自身にしても、調査者がれき然と調査者として登場するかた苦しい調査場面よりも、彼自身の例示ではないが、コーナービルにおけるホワイトの仲間の客人であることを好んだように、あるボヤカン、周辺性、変装的役割は、対象者にとってもむしろ好ましい場合もあること、状況にあわせてマスクをかえることはわれわれの日常的な行動でもあり、参与的観察をはじめから非倫理的とはきめつけられないという。そして彼は参与的観察において行なわれた社会研究の数々の成果のあげられた事実を示すとともに、もしすべての調査が全くオープンにのみしか行なえないなら、遂には調査はボランティア以外を対象者とし得なくなり、その結果、科学者の研究フィールドはいちじるしく狭められてしまうと訴える。⁽³³⁾ここに、かつてキンゼイがかの有名な性行動の研究において、そのテーマの性質から応募者による調査を企画したところ、予想を上まわる応募者に驚ろかされたことを想起すると、ボランティアによる調査であっても、まだまだ広範囲な研究領域が発掘されよう。しかしオープンなアプローチによってオープンに拒否された領域には科学的究明のメスはふるえなくなり、それら集団や組織体は社会の聖域として中世的な神秘のカーテンを閉ざれてしまうのではなからうか。ウィチター事件の結末は先にのべたとおりである。

デンジンは科学者自身の自発的な決定において、いかなる領域も調査できる研究の自由を強調する。たしかに、そのとおりであろう。そうして調査をこころみる以上、できるだけ正確な資料が獲得できなくてはならない。現状維持派は科学的究明のメスを避けるのが安全であり、調査を回避しようとし、また一方、対象者は自分が調査されており、何が調査されているかを知り、それを意識すればするほど調査者の前に自己を粉飾し、そのために調査の正確性がそこなわれることも事実である。自由な研究における正確なデータの獲得——しかしこのために何を、どんな手段を用いて研究してもいいのであろうか。そうでないことは、われわれのこれまでの考察から明らかなるところである。調査するか、

何のための調査か(II)

しないかは究極的には調査者の判断である。何を、どういう方法で調査するかも調査者の判断による。その基底は、彼は何のために調査するのかという根源的な問題がある。分立する集団、抗争する価値や倫理の錯綜する現代社会において、調査者はこの社会の何処をしめるのか。デンジンは、H・ベッカーの立場をそのまま採用して、「誰の側にたつか」科学者は常に自問しなければならぬ⁽³⁴⁾という。科学のための科学が幻想にすぎない以上、科学者はこの政治社会の中に、一つの社会的影響源として自己があること、そしてこの自覚から自己の立場を確定する必要に迫られるのである。基本的な問題は、被支配者Ⅱ民衆といかなる関係に立つかということである。

五

以上、「被調査者Ⅱ民衆にとって調査とは何か」「何のための調査か」という課題は、「調査者の立場」の問題にかえるということであった。ここにいたってこのテーマの終結に進むためには、近代社会調査の発祥そのものについてふりかえってみる必要がある。

調査は未知なるものの探求としてはじまった。未知なるもの——それは産業革命がもたらした生活の変革であり新しい社会状況の出現であった。すなわち、新しい階級としての賃労働者の創出と、これに関連した人口の都市集中である。今やそこになじみある町の姿はなかった。そうして人びとは未知なるものにますますとりかまれていくのに気づく。

最初の調査は、この未知なる都市住民、労働者階級に専ら集中されたといえよう。それは、E・デックプティオー、F・ル・プレー、E・エンゲルなどの労働者家計調査、H・メイフェューが先駆けチャールス・ブリスが全くの本物として確立した社会調査に照して明らかなるところである。⁽³⁵⁾ともに一九世紀後半におこる出来事である。

未知なるものへの探求は、好奇心によるとともに、また社会の要請でもあった。社会の維持発展のためには、未知なるものを何時までも未知のままにとどめておくことは不安であったし、必要な場合何らかの手を打たなければならない

はずだからである。労働者家計調査は、民衆の主たる生活形態となりつつある賃労働生活が如何なるものであるのか、生活維持のためには賃金はどれだけ必要であろうかということを課題としている。すなわち労働者の条件を何とかしなければならぬ要請が背後にあったといえよう。デュクプティオーの、困苦にみちた労働者の生活を浮彫した調査結果は、マルクスによって資本主義攻撃の一つの武器に使われた。⁽³⁶⁾しかし一方、エンゲルは、過去とくらべて現在は労働者の生活がよくなっていることを証明することによって、家計調査は労働者の不満をやわらげ階級闘争を回避する道具に使えろと言明した。⁽³⁷⁾マルクスは民衆の側にたち、反対にエンゲルは支配者の側に立ったのである。

都市貧困地帯の先駆的調査をロンドンにおいて行なったH・メイフェューは、下層階級をあたかも未開人や異民族のごとく考え、人はわざわざ遠くへ探険に行かなくても、このロンドンで十分好奇心は満されるという動機からこの調査を行なったという。⁽³⁸⁾すなわち調査者は被調査者を全く別物と考えており、両者の間は大海によって隔てられていてこのとき大きなギャップがあったことがわかる。調査は異国への旅ともいえた。しかし調査による両階級の接触は、何らかの意味で二つの社会の橋渡しのはじまりであったといえよう。慈善家たちは貧民救済に専心し、ウィリアム・ブースはスラム街に救世軍を組織し、大学はセツルメント・ハウスを建設した。それらは二つの世界が一つにまとまろうとする時代の流れの中にあつた。チャールス・ブースやシーボム・ラウントリの調査も同じくその中であつたといえよう。この偉大な二人の社会調査の先覚者と被調査者＝民衆の間はどうであつたろうか。

ブースは、かの有名な調査報告「ロンドン民衆の生活と労働」において、「ここに述べられた事実が、苦難に対する改良策を見出そうとする社会改良家を助けるのに役立つ、また誤った改良策をたてることのないよう、何かの役に立てば私の目的はかなえられたのだ。私自身何らかの示唆をあえてするのは私の意図するところでない」⁽³⁹⁾と言明はするが、もともと彼の調査は、自分の階級に属さない、それゆえに未知なる人びとに対する、同じイギリス人、同じ人間としての共感からはじまっているといえる。メイフェューのごとき好奇心ではない。現在、同じくイギリスの社会調査研究者、

J・マッジのいう通り「貧困救済に対するブースのまことの関心」⁽⁴⁰⁾からそれははじまっている。十年後ヨーク市で貧困調査を行なったラウントリーも、「わたくしの主たる目的は現実の究明ということであって救済策の提示ではなかつた。」といいながらも、かくも多くの困窮者をかかえていては社会の健全な発展は望むべくもなく、いかに困難であれ改善への努力がなされなければならぬと訴えている。そして、彼の民衆に対する見方は次の言葉に十分よみとることができであろう。「この意味で私はわが国民の福祉に対して、一段と深きおもいをいたさなければならぬと信じるものである。現在苦しい生活をしている人びとは声を大にして訴えることをしない。したがってわれわれは長い間、その苦痛なり深刻さなりを知らずに過してしまふ危険がある。だがひとたび右のような事実にあたれば、きわめて重要な社会問題がその解決をまつていることを認識するのである。」⁽⁴¹⁾

困窮者に対する関心が、ほとんど目の前の困窮者の救済に向けられていた時代、ブースやラウントリーはこの熱意を貧困の事実究明に向けたといえる。この遠まわりの方法は、ほぼ半世紀後の英国社会保障制度の創設に向う一つの大きな推進力となることよって民衆に貢献したのであった。ブースとラウントリーは民衆に対する共感、民衆の側にたつ、ラウントリー自身の陳述に明確にわれわれがよみとれるように、民衆の代弁者としての役割をはたしたのであった。

今日の民衆はメイフォーやさらにラウントリーの時代の民衆ではない。民衆はその代弁者を得て生活条件を改善させ、知的水準を向上させ徐々に力をたくわえた。組織と団結の力がそれに加わり運動の展開が世界を改革する。ラウントリーが民衆の代弁者として意識していたのよりもずっと早く、マルクスは民衆との関係における調査の必要性についてきわめて明確にその立場を表明していた。すなわち、早くも彼は一八六六年、ジュネーブにおける第一インターナショナル大会において、国際的に統一された闘争が必要であることを強調し、そのためには労働者階級自身による、すべての国の労働者階級の状態の統計調査の必要を説き、調査項目を示すとともに、「行動をして成功させるためには、はたらきかけるべき素材を調べなければならない。このような大事業に着手することによって、労働者は自分の運命を自分の手

ににぎる能力があることを証明するであろう」と宣言した。さらに彼は、一八八〇年、フランスにおいて彼自身労働者調査をこころみるなかで、このようにわれわれ自身の貧弱な手段をもちいて調査を試みるのは、自分のうけている困窮を知りつくして記述できるのは労働者自身のみ可能であるからだと訴えた。このマルクスの言葉はまことに傾聴に値する。民衆の苦悩を知るものはほかならぬ民衆自身であること、そしてこの事実を明らかにし訴えることのできるのも民衆をのぞいてないこと、すなわち民衆自身が調査者として登場すべきこと、それによって民衆は被支配から脱却し、世界を変革する力をもちうることを、彼は暗示したからである。

民衆はラウントリーの「訴えることをしない」民衆から脱却しなければならぬ。事実、民衆はこの脱却を進行させ、もはや彼等は、有無をいわず上からの支配をうけられる無知な民衆ではない。民衆は以前そうであった全く受身的な被調査者、被実験体ではなくなっているのである。国勢調査に対する民衆の反応については第一章にのべた。また、アメリカで盛んなさまざまな心理的テストは、プライバシーの問題もからんで民衆からの反撥に逢着しているという。それが自分にとって何をもたらすのか、何のための調査か、調査の私的領域における侵略に対して、プライバシーの権利を放棄するだけの値うちのある調査であるのか——民衆自身が吟味するようになってきている。前述の「サンチェスの子供たち」のルイスが対象者の各々からあれほど詳しく自伝をとることができたのは、長期にわたる対象者との接触、人間的なふれ合いがあり、ルイスが彼らに共感し、彼らの側にたつ、すなわち貧困にあえぐ人たちの偽わらざる代弁者の立場を堅持していたからだといえよう。このような了解にたつて次の石弁礼道子の「苦海浄土——わが水俣病」の一節は、あじわうべきものがある。

「今度は、サンベヤクサンジュウサン、といつてごらんさい。サンベヤクサンジュウサンと」

先生方は熱心な目付きでそういい、また他の主婦患者が、

「サンベヤクサンジュウサン」

何のための調査か(II)

何のための調査か (II)

というふう(46)に答え、水俣病になじみ深い医師と患者の間では、徐々に、少し陽気で気はずかしそうな、あのなれあいをかもし出す。そうすることによって両者は互をいたわっているようにみえる。不思議なやさしさが両者の間に漂い、患者たちは、自分たちに表われている障害を、あの、ユーモアにさえ転じようとしている気配があるのだった。人びとはお互いの、へながくひっばるような、甘えたようなものいい方√や、つんぼぶりや、失調性歩行に困り、いっそ笑い出したりするのであった。患者たちは、先生方のヒューマニズムや学術研究を、いたわっているのにながいがなかった。この、わたしの生れ育ったこの土地には、昔からたとえぼそんなふう(46)に、遠来の客をもてなすやり方がいろいろとあるのである。しかしもし、たとえば仮に、その先生が、新しい論文を書くための関心のみで自分たちを調べたりしていることを感じとれば、患者たちの間のびのびした声帯は、ほんとうに、棒か、壁のようにつっぱってしまい、五体不自由なこの人びとが奔散するあの不思議なやさしさは消えうせて、両者の間はたちまちへだてられてしまうのだった。

調査者が自分の側にあるときのみ、被調査者は口をひらき真実をのべるのだ。この場合、調査者と被調査者は相互に協力者であり、一体であるといえよう。

民衆が成長し、そして立ちあがるとき、民衆自身が調査者として登場することになる。ここにクロード・ブラウンの「ハーレムに生れて」のケースを挿入しておこう。これは「サンチエス」における局外者による対象者からの取材でなく、対象者自身の自伝であり、被調査者Ⅱ被支配者Ⅱ被害者自身からの黒人問題の告発として、局外者による黒人調査には求められない黒人の苦悩をえぐりだしている。このように民衆は自からの周りの事実を究明し、この事実をもって、よりよく生きる権利を訴えていくであろう。しかし多くの場合、民衆はなお代弁者や協力者が必要とするであろう。それは民衆の側に立つ科学者である。調査者が自分たちの側にあることを知るとき、必要な場合には民衆はプライバシーの権利を放棄しても調査の協力者たろうとするであろう。そうして民衆の自覚が高まる(46)とき、上からの指令ではなく民衆自身の要求として調査が指向され、この民衆運動にまきこむかたちで科学者Ⅱ調査者が位置づけられることになる。

う。この場合、調査者と被調査者とのかつての隔りの一切は消滅し、両者はともに一つの目標に向って進む協力者になるであらう。(未完)

- (1) たとえば、国勢調査における「ライヴシー」をとりあげているものとして四五年九月三〇日「朝日新聞」朝刊、十月一日「毎日新聞」社説があり、国民総背番号制については、四六年一月四日「毎日新聞」朝刊が第一面トップにとりあげたのをはじめ、同日の「朝日新聞」夕刊、同じく「朝日」は同年三月二十六日から三十一日(朝刊)にかけてシリーズ特集し、その他、剣持一巳が「展望」(四六年五月号)およびほぼ同時期における「朝日ジャーナル」に論じている。
 - (2) 高野崇三郎他「本邦社会統計論」(改造社)昭和八年。六〇〇ページ。
 - (3) 前掲書。七〇ページ、九九一〇三ページ。
 - (4) 剣持一巳「国民総背番号制を告発する」「展望」昭和四六年五月号。
 - (5) Arthur R. Miller,
 - (6) "The Assault on Privacy: Computers, Data Banks and Dossiers" 1971. pp. 23-26. Miller, op. cit., pp. 129-130.
- わが国の場合、昭和十二年五月より施行された統計法は、特に重要性をもつ統計を指定することができることができ、こうした指定統計調査の場合実施者は被調査者たる国民に「申告の義務を課すことができ」(統計法第五条)「必要な場所に立ち入り検問や質問をすることができ」(二三条)ること、一方「調査内容につきその秘密を保護し」(二四条)「調査票を統計上の目的以外に使用してはならぬ」(二五条)と規定してゐる。
- (7) Miller, op. cit., pp. 182-83.
 - (8) Black's Law Dictionary にある規定。和田英夫「国家権力とプライバシー」法律時報三二卷五号による。
 - (9) 伊藤正巳「ライヴシーの権利」(岩波書店)昭和三八年。五九ページ。
 - (10) 前掲書。五八ページ、七六ページ。
 - (11) 和田英夫「国家権力とプライバシー」法律時報三二卷五号。
 - (12) 前掲書。八ページ。
 - (13) この調査の結果報告は Arthur Vidich & Joseph Bensman, "Small Town in Mass Society" 1958. p. 66. 以下同著者の何のための調査か (II)

問のための調査な (H)

- 論文 “The Springdale Case: Academic Bureaucrats and Sensitive Townpeople” in “Reflections on Community Studies” Edited by Vidich, et al, 1964 pp. 313-349 2449。
- (14) オスカー・ネイネス著 柴田 行方共訳「サンチエゴの子供たち」一九六一(邦訳 昭和四四年) ちくま書房)
- (15) Ralph L. Beals, “Politics of Social Research; An Inquiry into the Ethics and Responsibilities of Social Scientists” 1969, p. 35. ななサンチエゴ事件のつづき同書一七一九ページにみえる。
- (16) 山崎朋子「サンタカンの八番娼館——底辺女性史序章」(筑摩書房) 昭和四七年 「ちくま」参照。
- (17) Beals, op. cit. p. 36.
- Norman K. Denzin, “The Research Act” 1970, p. 337.
- (18) Beals, pp. 11-14.
- (19) カル・J・グスタフ Ted R. Vaughan, “Government Intervention in Social Research; political and Ethical Dimensions in the Wichita Jury Recordings” in “Ethics, Politics, and Social Research” Edited by G. Spoberg 1967, 2449。なな訴訟のつづきD・ラーナー編鈴木他訳「社会科学入門」(The Human Meaning of the Social Science, 1959.) 所収。E・シルトの論文「社会探査と個人の自律性」の一部ともあげられる。
- (20) William F. Whyte, “Street Corner Society” 1954, p. 296, p. 300.
- (21) Mortimer A. Sullivan, et al, “Participant Observation as Employed in the Study of A Military Training Program” American Sociological Review, 1958, pp. 660-67.
- (22) John F. Lofland & R. A. Lejeune, “Initial Interaction of Newcomers in Alcoholics Anonymous: A Field Experiment in Class Symbols and Socialization” Social Problems, Vol. 8, pp. 102-111.
- (23) 徳澤ひろし著 American Sociological Review, 1958, pp. 397-400. “Participant Observation and The Military: An Exchange” 参照。徳澤ひろし著 Social Problems, Vol. 9 pp. 283-84. Julius A. Roth, “Comments on Secret Observation” 参照。
- (24) Jのルボは昭和四五年三月五日—一二日「朝日新聞」夕刊に連載された。
- (25) Julius A. Roth, “Dangerous and Difficult Enterprise?” American Sociological Review, 1959, p. 398.
- (26) 徳澤ひろし著 Muzaffer Sherif & C. W. Sherif, “Reference Groups”. 1964 徳澤ひろし著 Richard A. Brymer & B. Farris “Ethical

and Political Dilemmas in the Investigation of Deviance; A Study of Juvenile Delinquency” in “Ethics, politics, and Social Research” edited by Sjoberg, 1967. ハミントン氏のこの調査の全面的な全調査過程にならうて生じた倫理的問題を刻明に解説してゐる。

- (27) Julius A. Roth, “Comments on Secret Observation” Social problem, 1962, pp. 283-84.
- (28) Lewis A. Coser, “A Question of Professional Ethics?” American Sociological Review, 1959 pp. 398-99.
- (29) Stuart A. Queen, “No Garrison State Difficulties, yes: Replies to Coser and Roth.” American Sociological Review, 1959, pp. 399-400.
- (30) Gideon Sjoberg & Roger Nett, “A Methodology for Social Research” 1968, pp. 177-78. (前編に於いてはシモンソンとシボークの「前編註」(註上参照))
- (31) シルズ「前編註」(註上参照)
- (32) Beals, op. cit., p. 37.
- (33) Denzin, “The Research Act,” 1971, pp. 339-40.
- (34) Denzin, op. cit., p. 341.
- (35) E. Dupeitiaux 及びルギー労働者家計と F. Le Play 及びヨーロッパ全域について調査したものと一八五五年に發表したものがこの調査から E. Engel による有名なエンゲルの法則(エンゲル係数)を導き出した。H. Mayhew (1818-87) 及び “London Labour and London Poor” 1851 年發表の C. Booth の調査は一八八六年から開始された。
- (36) ヴェルクス「資本論」第一巻 第二十三章 第五節。
- (37) エンゲル・森戸訳「ルギー労働者家族の生活費」昭和八年。五七ページ、三〇五ページ。
- (38) N・グレンザー「ヨーロッパにおける社会研究の発生」ラーナー編輯木他訳「社会科学入門」(社会思想社) 六六―六七ページ。
- (39) Charles Booth, “Life and Labour of the People of London” Vol. 1, 1892, p. 6.
- (40) John Madge, “The Tools of Social Science”, 1952, p. 17.
- (41) B. Seeborn Rowntree, “Poverty; A Town Life” 1901. 長沼訳「貧乏研究」(ダイヤモンド社) 三四〇―四一ページ。
- (42) 上杉正一郎「ヴェルクス主義と統計」(青木文庫) 一九六一―九七ページ。

何のための調査か (II)

何のための調査か (II)

- (43) 「マルクス・エンゲルス全集19」(大月書店) 五九六―九七七ページ。
- (44) “American Psychologist” 1965, Nov., はこれにかんする問題の特集している。
- (45) ルイス「前掲書」序文参照。彼はそこで文化人類学者は久しく未開の人びとの代弁者であったし、それゆえに今日、発展からとり残された貧しい人びとの代弁者たらねばならないとっている。
- (46) 石牟礼道子「苦海浄土―わが水保病」(講談社) 昭和四四年。四七―四八ページ。
- (47) ブラウン小松他訳「ハーレムに生れて」(サイマル出版会) 昭和四六年。原書は“Manchild in the Promised Land” 1965. とある。